

富岡町教育施設等使用者の町内宿泊に対する、補助金交付事業について

□町内教育施設（富岡町総合スポーツセンター、富岡町文化交流センター等）を利用し、町内宿泊施設に宿泊された団体等に宿泊費の一部を補助いたします。

○対象教育施設

- ①富岡町総合スポーツセンター ②富岡町文化交流センター ③富岡町総合運動場
- ④とみおかアーカイブ・ミュージアム ⑤富岡町立富岡小学校 ⑥富岡町立富岡中学校

○補助対象者

- ・上記教育施設を使用し、町内宿泊施設で合宿等を行った団体等（各種研修参加、大会参加など）
- ・大会等に関しては選手・監督・コーチ・運営スタッフが補助対象

※補助の対象とならないもの

- 主に営利を目的とした団体等
- 乳児等宿泊料が伴わないもの
- 宿泊にかかる経費について他団体等からの補助を受けているもの
- 大会等の場合、原則選手・監督・コーチ・運営スタッフ以外の者
- その他教育委員会が不適當であると認めるもの

○補助額

- ・1人1泊当たり2,000円 例：10人で2泊の場合、40,000円交付

○申請手順

- ・宿泊最終日から 30日以内に下記申請書類を富岡町生涯学習課（富岡町文化交流センター）まで提出

※3月以降宿泊の場合、当該年度3月31日までに提出

○申請書類

- ①交付申請書兼請求書 ②教育施設使用許可書（写し）③滞納等その他調査にかかる同意書
- ④宿泊施設領収書原本 ⑤宿泊者数が確認可能な名簿等（任意の書式でも可）

※領収書原本の提出が困難な場合、写し等による提出も可

※申請時は団体として、とりまとめしたうえで申請願います。

原則個人での申請はお受けしませんのでご了承ください。

【問い合わせ先：富岡町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 0240-22-2626】